

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と北栄町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前						
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）						
政策分野		取組の内容		役割分担		政策分野		取組の内容		役割分担	
				甲の役割	乙の役割					甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	医療	救急医療体制の充実	略		生活機能の強化	医療	救急医療体制の充実	略			
		思春期保健対策の推進	圏域における人工妊娠中絶、性感染症を始めとする思春期の性に係る課題を解決するため、これらの対策の充実に向けた事業を行う。	(1) 思春期の性に係る課題に対応する体制を充実させるための検証を行う。 (2) 思春期の性に係る課題に対応するために必要となる事業の企画及び連絡調整を行う。 (3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。			(1) 思春期の性に係る課題に対応する体制を充実させるための検証に協力する。 (2) 思春期の性に係る課題に対応するために必要となる事業の企画を行う。 (3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。				
福祉	認知症に係る支援体制の整備	圏域における認知症に係る支援体制を整備するため、認知症を早期に見し、医療機関等との連携を図りながら、適切な診断及び治療を行	(1) 認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら、認知症診断システムの運用を行う。 (2) 整備したタッチパネルを一括して管理	(1) 甲の運用する認知症診断システムを活用する。 (2) 甲の管理するタッチパネルを活用する。	福祉	認知症に係る支援体制の整備	圏域における認知症の支援体制を整備するため、認知症の早期発見のための医療機関と連携した認知症の診断及び検診を行うとともに、	(1) 医療機関と連携して、タッチパネルの活用等による認知症の診断システムを構築し、運用する。 (2) 医療機関と連携して、医師の訪問等によ	(1) 甲の運用する認知症の診断システムを活用する。 (2) 甲の行う認知症の検診を活用する。		

うとともに、若年性認知症の者が、生きがいを持って活動できる体制の整備及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。

し、及び活用する。

(3) 若年性認知症の者が安心して通所できるデイサービスセンター（以下「若年性認知症デイサービスセンター」という。）の設置及び運営を行う。

(4) 中部成年後見支援センターの運営を支援する。

(3) 甲の設置する若年性認知症デイサービスセンターを活用する。

(4) 中部成年後見支援センターの運営を支援する。

略

略

産業振興

略

圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。

企業による雇用創出を促進するため、雇用創出奨励制度を創設し、運営する。

(1) 企業による雇用創出を促進させるための検証を行う。

(2) 企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設及び連絡調整を行う。

(3) 関連する事業に必要なとされる経費の支出を行う。

(1) 企業による雇用創出を促進させるための検証に協力する。

(2) 企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設を行う。

(3) 関連する事業に必要なとされる経費の支出を行う。

略

認知症に係る介護事業及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。

る認知症の検診を行う。

(3) 介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。

(4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。

(3) 甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。

(4) 成年後見を支援する機関の設置及び運営を支援する。

略

略

産業振興

略

圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。

略

略

略

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月25日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地

倉吉市

倉吉市長 石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町

北栄町長 松本 昭夫

